

高額療養費の給付

同じ月内に医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた分が支給されます。入院の場合は限度額までの負担となります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、窓口申請してください。

自己負担額限度額(70歳未満の場合)

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円<72,300円> + (医療費 - 267,000円<241,000円>) × 1%	44,400円 <40,200円>
上位所得者	150,000円<139,800円> + (医療費 - 500,000円<466,000円>) × 1%	83,400円 <77,700円>
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

1つの世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

自己負担額限度額(70歳以上の場合)

	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円<40,200円>
現役並み所得者	44,400円 <40,200円>	80,100円<72,300円> + (医療費 - 267,000円<361,500円>) × 1% (4回目以降の場合44,400円<40,200円>)
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

一般下記(以外の人)		260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者		100円